

地震・津波に備えた対策及び大規模地震時の対応について

首都圏においては、近い将来、大規模地震が高い確率で発生すると言われており、本市においても被害想定がされています。千葉市立学校では、地震・津波に備えて学校施設の安全管理をはじめ様々な対策をとっております。また、大規模地震（震度5弱以上）の発生においては、引き渡し（小学校）などの非常措置を行っております。下記のとおりの方策及び対応へのご理解とご協力をお願いします。

記

1 学校における日常の地震・津波対策

- (1) 学校施設の安全点検
 - ①定期的な校舎の安全点検の実施
 - ②転倒物、重量物等の転倒防止対策
- (2) 学校施設設備の状況の整理
ライフライン関係図面（水道配管図・電気配線図・ガス配管図）の整理、定位置確認
- (3) 生活用水、防火用水の確保
ライフライン関係図面（水道配管図・電気配線図・ガス配管図）の整理、定位置確認
- (4) 校内放送ができない場合（停電等で）の準備
ハンドマイク（複数）を常時使えるよう点検を行う。
- (5) 防災地図（ハザードマップ）等による地域の実態把握
 - ①通学路や地域の危険箇所の把握
 - ②学区の地理的環境・周辺の住宅等の環境・近隣施設等の環境等からの災害リスクの把握
 - ③広域避難場所までの経路や道順の確認

2 避難訓練・防災教育の充実

- (1) 避難訓練
 - ①年間を通して教育課程の中に位置付け、児童生徒が目的を理解しながら実施
 - ②通常の避難訓練に加え、引き渡し訓練や避難場所を考慮した訓練等、より実践的な訓練の実施
- (2) 防災教育
 - ①各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等学校教育活動全体を通し、防災教育を実施
 - ②避難訓練を通しての適切な状況判断力と冷静な行動力の定着

3 大規模地震時の初期対応

- (1) 児童生徒の在校中に地震が発生した場合
 - ①安全確保行動
 - ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。
 - ・慌てて外に飛び出さない。
 - ・窓や窓際から離れる。 等

②避難誘導 避難行動原則「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」

- ・落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護する。
- ・避難の途中で教室等に戻ったり、集団・隊列から離れたりしない。
- ・指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 等

③避難場所集合

- ・安否確認
- ・救出活動
- ・応急処置 等

④情報収集

ア 発生した災害の状況を把握する。（地震であれば震度情報等）

【基準】 千葉市域に震度5弱以上の地震が発生した場合

イ 児童生徒の心理的動揺の状況を把握する。

【基準等】 心理的動揺が大きいと判断する場合

ウ 学区や通学路の状況を把握する。

【基準等】 周辺の建物が崩落、通学路に陥没・隆起・亀裂等が発生し、下校は危険と判断される場合

エ 保護者の帰宅に関する情報を把握する。

【基準等】 広域で交通網が遮断状態にあり、保護者の帰宅困難が予想される場合

オ 津波に関する情報を把握する。（美浜区や中央区・花見川区・稲毛区の沿岸地域等）

【基準】 東京湾内湾に「津波警報」「大津波警報」が発表された場合

⑤判断 ④ア～オの情報をもとに、「通常下校」、「集団下校」、「保護・引き渡し」等、判断する。

【「保護・引き渡し」について】

千葉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、学校で児童生徒を保護する。

学校施設の被害状況、電気・水道・ガス等の状況、大津波警報・津波警報の発表状況等を把握し、「自校内で保護」か「別の場所（広域避難場所等）で保護」か判断する。

学区や通学路の状況、保護者の帰宅情報等を十分に確認した上で、引き渡しを行う。

- ・「引き渡しカード」を活用し、確実に保護者等に引き渡す。
- ・保護者が帰宅困難等で、引き渡しが遅れる場合は十分に配慮する。

(2) 児童生徒の登下校中に地震が発生した場合

- ①看板、家屋の外壁、高いビルの窓ガラスなど落下物から身を守る。（安全確保行動）
- ②登下校中に地震が発生した場合には、原則として、学校に向かう（戻る）こととする。
- ③登下校中でも、学校よりも明らかに自宅に近い場合や、途中で他の学校・公民館等の避難場所がある場合などは、学校ではなく自宅や避難場所に避難する。
- ④地震発生時や直後には危険な場所には近づかない。（余震が起こることを想定して行動）

(3) 児童生徒の在宅時に地震が発生した場合

児童生徒の下校後から翌日午前7時までの間に、市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は自宅待機とする。解除の連絡は、校内および学区の安全を確認した後、学校ごとに保護者へ行う。